

「福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ(案)」に関するパブコメ意見文例集

原子力市民委員会規制部会 (2021.2.21 現在)

No.	テーマ/対象条項 (頁)	意見及び理由
1	序章 検討の経緯、方針	<p>(滝谷紘一意見)</p> <p>規制委員会が実施している福島第一原発事故の事故・分析の全体計画を示し、その中ですでに報告済の項目、今回の報告項目、及び今後に予定されている項目を明示されたい。</p> <p>今回の序章においては規制委員会が国会事故調査報告書で指摘された未解明問題についての報告書を2014年10月に公表したことを述べ、参考1において、具体的検討項目として今回の報告項目が挙げられているだけであり、全体計画としての項目、工程が示されていない。</p>
2	序章 検討の経緯、方針	<p>(川井康郎意見)</p> <p>本報告の前編ともいえる2014年10月20日の中間報告書と同様、記載されている内容は対象事象に係るデータ収集と進展メカニズムの推測に限られており、得られた知見に基づく責任の所在の指摘や改善への提言が欠落している。他のBWR型原発へのフィードバック（改良工事まで）の実施なしに「福島原発事故を踏まえた安全性の強化」は実現できない。</p> <p>例えば、</p> <p>第1章1：排気筒は配管によって排ガスを塔頂まで導く構造ではないため、Cs等が筒基部内壁に付着し、高濃度汚染を引き起こしているとのことだが、他のBWR型原発は直ちにこの点を改善してフィルターベントを経由した放出ガスは確実に塔頂まで導かれるべきである。</p> <p>第1章2：水素爆発による1号機シールドプラグのずれが大量の放射性物質の大気放出を引き起こしたとのことだが、他のBWR型原発には水素爆発を絶対に引き起こさない、あるいは、万一発生した場合でもシールドプラグをずらすことのない設計が求められる。</p>
3	序章 調査項目	<p>(滝谷紘一意見)</p> <p>政府事故調、国会事故調、及び民間事故調で指摘されている未解明事項とそれに関わる現場調査項目を整理して記載し、現場実状を踏まえて、規制機関としての調査ができること、できないことを仕分けて明示してほしい。これは原発安全の規制機関である原子力規制委員会が社会から託された重要な任務の一つである。</p>

No.	テーマ/対象条項 (頁)	意見及び理由
4	序章 調査項目	<p>(筒井哲郎意見)</p> <p>現在の対象として選ばれた調査項目はきわめて限定されている。しかも、原子力規制委員会としては第2回の中間報告書である。たとえば、東京電力は、「福島第一原子力発電所1～3号機の炉心・格納容器の状態の推定と未解明問題に関する検討」を過去5回公表しており、その最新版は2017年12月25日付「第5回進捗報告」である。<a href="https://www.tepco.co.jp/press/release/2017/pdf2/171225j0102.pdf">https://www.tepco.co.jp/press/release/2017/pdf2/171225j0102.pdf</a></p> <p>その報告書の「添付2」には、52項目の未解明問題が1ページに1件ずつ「課題リスト」として記載されており、各ページが「今後明らかにされる必要がある」といった記載で終わっている。</p> <p>原子力規制委員会の「中間報告」で解明されたとされている項目は、2014年版で7件、今回の「中間とりまとめ」で5件である。</p> <p>原子力規制当局が責任をもって原発再稼働を許可するためには、若干の例外があることはやむを得ないとしても、ほとんどの項目について納得できる事故原因の解明が終了し、対策が確立した後でなければならないはずである。</p> <p>規制委員会が行うべきことは、まず今までに諸団体が提起した未解明項目を総攬するリストを作り、その上で解明された項目と例外的に残る未解明項目を明示し、残る未解明問題が再稼働する原発の安全評価にリスクを及ぼさないことを示すことである。それが同委員会に付託された責務である。今回の報告書の第2.1項に「これまで十分に知見が得られていない事項のすべてを対象として網羅的な検討を行ったものではない」と記載してある。つまり、規制実務のための事故原因調査という観点から見れば、必要条件のうちのほんの一部を果たしただけで、十分条件のレベルにははるかに及んでいない。</p>
5	序章 調査項目	<p>(滝谷紘一意見)</p> <p>原子炉建屋内全体にわたっての放射能汚染状況をまとめて表示し、いまだに現場調査がごく一部にとどまらざるをえない(と思われる)実状を記載してもらいたい。</p> <p>この要求は以下のことを背景としている。</p> <p>交通分野と一般産業の分野においては、航空機、車両、船舶、工場などで大事故が生じると、規制行政機関による徹底的な現場調査とそれにもとづく事故の調査・分析が行われ、再発防止対策に反映される。これに対比して、福島第一原発事故では、事故影響が交通分野、一般産業分野での大事故を遥かに超えて甚大かつ深刻であるにもかかわらず、放射能汚染により現場調査がままならない。事故の現場調査、事故分析が徹底的に行えないとすれば、再発防止に万全を記す知見を欠くことになり、そのような科学技術は採用すべきでないと考える。</p>

No.	テーマ/対象条項 (頁)	意見及び理由
6	<p>第1章2.  オペフロ及びシールドプラグ  付近の放射線量とシールドプ  ラグ下面での大量のセシウム  存在</p>	<p>(川井康郎意見)  オペフロならびにシールドプラグ付近の高濃度汚染(とりわけ2、3号機)は「調査チームとしても意外なものであった」(P18)と記述されるほどまで深刻である。現在のロードマップ(2019年12月27日版)では気中工法により、PCV 底部には横からのアクセス、RPV には上からのアクセスによるデブリ取出しを計画しているが、特に RPV への上からのアクセスは実質的に実行不可能と思われる。上部オペフロの放射性物質除去、シールドプラグの安全な撤去計画を含めたロードマップの見直し・改定が必要である。</p>
7	<p>第1章2.  オペフロ及びシールドプラグ  付近の放射線量とシールドプ  ラグ下面での大量のセシウム  存在</p>	<p>(滝谷紘一)  付着セシウム量が評価されているのは、シールドプラグ1層目下面と2層目上面の間のみである。大量の付着セシウムがあると記されている2層目と3層目の間、及び3層目下面のセシウム量の評価は重要であり、その実施を求める。この理由は、着手されようとしている早急な燃料デブリ取出しの是非の判断、また取出す場合の方法にも関わる重要な情報であるからである。</p>
8	<p>第1章2.  オペフロ及びシールドプラグ  付近の放射線量とシールドプ  ラグ下面での大量のセシウム  存在</p>	<p>(滝谷紘一)  評価された放射線量と大量のセシウム存在により、シールドプラグを撤去することの可否を評価すべきである。現在の廃炉計画では、原子炉压力容器底部のデブリを回収することになっており、シールドプラグを撤去できないとなると、この回収はできなくなる。廃炉計画を左右する大きな影響が生じるから、早急にシールドプラグの撤去可否の検討を求める。</p>

No.	テーマ/対象条項 (頁)	意見及び理由
9	第1章2.1 (2)2号機 (17 ページ)	<p>(高島武雄意見)</p> <p>2号機の汚染について：</p> <p>東京電力株式会社、福島第一原子力発電所 1～3 号機の炉心・格納容器の状態の推定と未解明問題に関する検討 第3回進捗報告 (2015 年 5 月 20 日) 添付資料 1-4 の図 12-2 によると、格納容器の圧力は 2011 年 3 月 14 日の 21:30 ごろから上昇し始め、22:30 ごろから 23:30 ごろまでさらに上昇し一定値に達している。15 日の 7:30 ごろから減少に転じている。この減少は格納容器内の放射性物質を含む気体の放出によるものであろう。国会事故調査報告書が「15 日 7 時 20 分頃から D/W からの大量の 放射性物質の漏洩があった」という推測と符合する。このことは白鳥 (2014 年) も指摘している。</p> <p>上記格納容器の圧力上昇の原因は何かというと、圧力容器内での爆発現象などによる気体の漏洩によるものではないかというのが本意見である。圧力容器内では 3 月 14 日 21 時から 15 日 1 時ごろの間に 3 回の圧力ピークが記録されている (上記文献の添付資料 1-4 の図 12-2)。14 日 20:40 ごろには炉心温度が約 2000℃ に達していることから被覆管は溶融している。14 日 23 時には 2840℃ となり燃料も溶融開始している。圧力ピークはこれら溶融物と水との相互作用で発生したものであろう。この時圧力容器の圧力は 0.58MPa であり、水蒸気爆発を抑止するほどの高圧ではなかった。水蒸気爆発の可能性を排除せずに解析を進める必要があるのではないだろうか。2 号機の圧力容器内での水蒸気爆発発生がなかったと断定することはできないと思われるからである。</p>
10	第 2 章原子炉建屋における水素爆発 (1)多段階事象説 (3)燃焼ガスの組成	<p>(滝谷紘一意見)</p> <p>(1)多段階事象説及び(3)原子炉建屋内の燃焼ガスの組成は、新知見として水素爆発に関する新規制基準適合性審査にフィードバックすべき重要事項であり、早急にこれらを裏付ける検証を求める。</p> <p>多段階事象説については、水素爆発試験研究と水素爆発シミュレーション解析の実施、燃焼ガスの組成については、(可燃性)有機化合物の種類と発生源を明確にするための調査・研究の実施を提案する。</p>

以上

■パブコメ対象資料「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間とりまとめ(案)」の URL:

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000213528>